

被害にあわないための6か条

日頃からこの6か条を守り、悪質商法の被害を未然に防ぎましょう。

1. 見知らぬ訪問者には注意して、家に入れない
2. 預貯金・年金などのプライバシーは教えない
3. 必要なければ「いりません!」ときっぱり断る
4. その場で契約したり、お金を渡さず、落ち着いてよく考える
5. 契約する前に、契約書や説明書をよく読む
6. 家族や友人など信頼できる人に相談する



困った時は早めに相談しましょう

ご家族などからの相談もお受けします。

県民生活プラザ	消費生活相談	多重債務相談
中央県民生活プラザ	☎ (052) 962-0999	☎ (052) 962-5100
尾張県民生活プラザ	☎ (0586) 71-0999	☎ (0586) 71-5900
海部県民生活プラザ	☎ (0567) 24-9998	☎ (0567) 24-2500
知多県民生活プラザ	☎ (0569) 23-3300	☎ (0569) 23-3900
西三河県民生活プラザ	☎ (0564) 27-0999	☎ (0564) 27-0800
豊田加茂県民生活プラザ	☎ (0565) 34-1700	☎ (0565) 34-6151
新城設楽県民生活プラザ	☎ (0536) 23-8701	☎ (0536) 23-8700
東三河県民生活プラザ	☎ (0532) 52-0999	☎ (0532) 52-7337

消費生活相談窓口（各市内在住在勤の方のみ）

名古屋市消費生活センター	☎ (052) 222-9671	豊橋市消費生活相談室	☎ (0532) 51-2305
岡崎市消費生活相談室	☎ (0564) 23-6459	一宮市消費生活相談窓口	☎ (0586) 71-2185
豊田消費生活センター	☎ (0565) 33-0999	小牧市消費生活相談室	☎ (0568) 72-2101(代)

あなたの最寄りの消費生活相談窓口を記入しましょう

